

平成 30 年度第 1 回北広島市空家等対策推進協議会 会議録

| | |
|------|--|
| 日 時 | 平成 31 年 2 月 13 日 (水) 14:00~15:00 |
| 会 場 | 市役所 3 階 会議室 3D |
| 出席委員 | 安藤淳一委員、阿部浩委員、深村真人委員、舟田敬委員、泉澤誉一委員、川俣陽夫委員、関川修司委員、小池隆史委員、伊藤宰治委員、浦野郁美委員、 |
| | 上野市長 |
| 欠席委員 | なし |
| 市出席者 | 【市民環境部 災害復興・市民参加室 災害復興・市民参加課】 高橋部長、米川室長、伊達課長、高嶋主査、梅木主任 |

1.開会

議長が決まるまでの間、米川室長が進行

2. 市長より委嘱状の交付

3. 市長挨拶

4. 委員及び事務局の紹介

5. 会長、副会長の選出

事務局案により、会長に安藤委員、副会長に深村委員が選出され、了承された。

6. 会長挨拶

会長より挨拶があり、続いて事務局より本会議が北広島市空家等対策推進協議会会則第3条第3項により、全ての委員が出席しているので、今日の会議が成立していることについて、報告があった。

これより後の案件については、会長が議長となり進行する。

7. 会議の公開、会議録署名委員の選出

会議の公開及び会議録の作成・公表について、了承された。

会長の指名により、舟田委員を第1回空家等対策推進協議会の会議録署名委員としたい旨提案があり、了承された。

8. 議事

①「空き家等対策の取り組み状況について（前半）」事務局から資料のP1～P12について説明。

<質疑応答・委員からの意見>

(委員)

説明のあったリフォーム支援や子育て世代マイホーム購入サポート助成金などの数値（申請件数）は、市のみの補助件数なのか、それとも他の支援も含まれた数値なのか。

(事務局)

市単独の助成件数です。

②「空き家等対策の取り組み状況について（後半）」事務局から資料の P13～P19 について説明。

<質疑応答・委員からの意見>

(委員)

空き家調査を行う上で、相続人等を確認する際、個人情報保護法などの障害で苦労されたケースはありますか。

(事務局)

空き家特措法が施行されたことにより、空き家を担当する職員が税情報などを見られるようになり、納税義務者の住所などを確認できるようになったため、調査し易くなりました。

(委員)

資料の 17 ページの「改善されていない空き家」については、準特定空き家に該当するか、しないかの調査を行っているのでしょうか。

(事務局)

これらの改善されていない建物については、比較的周りからの苦情が少ない空き家で、準特定空き家までは至っていないということです。

今後、準特定空き家に認定することは考えられます。

(委員)

準特定空き家に認定するきっかけは何でしょうか。

(事務局)

毎年苦情がきている、部材が飛散し周りに迷惑をかけているなどで、何度指導しても改善されない場合は、より強く指導するため準特定空き家に認定していく形になります。

(委員)

準特定空き家に認定する前にも指導は行っているようですが、準特定空き家に認定しても、条例では助言・指導以上のことはできないことになっていますが、何が変わるのでしょうか。

(事務局)

認定することにより、条例の基づいた様式で、より強い文書表現の指導となりますので、効果があると思われれます。

(委員)

準特定空き家の認定は、審議会で決めるのでしょうか。

(事務局)

「特定空き家の認定」につきましては審議会案件となりますが、「準特定空き家の認定」については審議会案件となりません。

(委員)

空き家で所有者が見つからない、相続放棄されているなどのケースはありますか。

(事務局)

市街化区域の中で特に苦情等は来ていないのですが、相続放棄されている空き家が 1 件あるのを確認しております。

その他、空き家ではないですが、市街化調整区域で法定相続人が何十人もいる土地を確認しております。

9. その他

事務局より

特定空家等の認定などの審議事項が発生した場合は、随時、空家等対策審議会を開催すること、また、本日配布した資料については、空家の写真など一部個人情報に類するものが含まれているため、資料の公開に当たっては、写真部分を見えない状態にして公開することを確認し、了承された。

10. 閉会

会議録署名委員
